

## 地域生活支援拠点等について Q&A

### 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障がい者及び障がい児の障がいの重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障がい者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制のことです。

問1、整備することで実際にどう変わるのか。

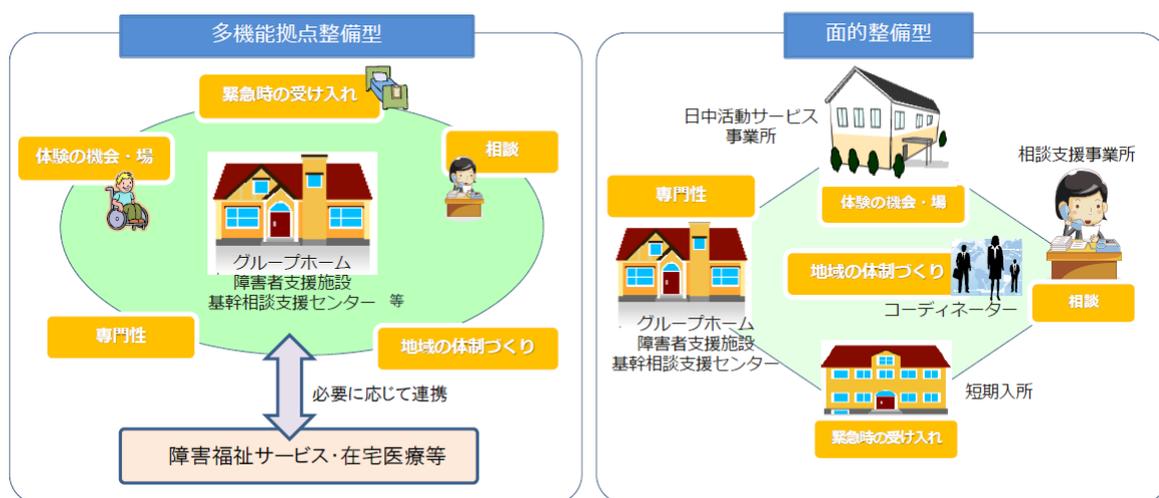
回答 地域生活支援拠点等は「重度化・高齢化した障がい児者を地域で支援できるようにすること」、「障がい児者とその家族の緊急事態に迅速に対応できること」の2つを達成できるように地域の体制を整えることを目的としています。

そのため国では5つの機能を示しており、各圏域内でこの機能を整えることで、地域生活支援拠点等の体制を整備することとされています。

機能は、(1) 相談、(2) 緊急時の受け入れ・対応、(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくりの5つです。

地域生活支援拠点等の整備は、多機能拠点型と面的整備型があります。多機能拠点型は1つの施設で5つの機能を担っている形を言います。面的整備型は地域の複数の事業所が機能を担い、全体で地域生活支援拠点等を整備する形を言います。

能代市では5つの機能を担えるような施設は整備されておきませんので、面的整備型によって整備することとしました。



※ 『「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議（平成28年12月12日）」行政説明資料』（厚生労働省）を加工して当市で作成

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>)

問2、面的整備型とは具体的にどのような運営になるのか。

回答 面的整備型は、地域の複数の事業所が地域生活支援拠点等の機能を担い、その地域全体で「重度化・高齢化した障がい児者を地域で支援できるようにすること」、「障がい児者とその家族の緊急事態に迅速に対応できること」に対応します。実施主体は能代市であり、地域の複数の事業所に各機能を担っていただくことで、地域生活支援拠点等の体制を整備します。

問3、登録が必要になるのか。

回答 地域生活支援拠点等の機能を担う事業者は、福祉課へ申請書と「地域生活支援拠点等の機能（全部又は一部）を担う」旨の記載がされている事業所運営規程を提出していただきます。

その後、地域生活支援拠点等の事業所として登録された旨の決定通知を発行いたします。決定通知書の写しを指定元（秋田県）へ事業所変更届と併せて提出することで県の事業所台帳に変更が反映されます。

問4、緊急時の受け入れ・対応の機能を担うと運営規程に記載することで必ず緊急時の受け入れをしなければならないのか。

回答 地域生活支援拠点等に登録されたからと言って、必ず緊急時に受け入れなければいけないというわけではありません。

また、地域生活支援拠点等事業者でなければ緊急時の受け入れ・対応加算が算定できないわけではありません。

問5、日中活動系サービス事業所が対象の加算に「体験利用支援加算」があるが、算定の要件はどういうものか。

回答 「体験利用支援加算」の算定は、利用者が地域移行支援を利用していることが前提となります。地域移行支援を通じて障害福祉サービスの体験利用をする際に、昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合、または地域移行支援事業所と体験利用に係る連絡調整・その他相談援助を行った場合に算定できます。地域移行支援を利用していなければ算定はできません。

問6 拠点等に登録することを検討したい。

回答 地域生活支援拠点等の目的は「重度化・高齢化した障がい児者を地域で支援できるようにすること」、「障がい児者とその家族の緊急事態に迅速に対応できること」です。障害福祉は利用者増と障害の重度化が進んでおり、今後、障害福祉は1つの事業所のみではなく地域全体で支えることが必要になります。「支援が必要な度合いが高く、緊急での支援を要する相談があったが事業所内での対応が困難である。」こういった事態において必要となるのは事業所間の連携であり、今現在も事業所の枠を超えた利用者支援が求められています。

今後、能代市内には基幹相談支援センターが設置され、重度化した障害による相談、緊急事態の相談等に対応し、相談支援事業所のフォローアップや地域総合支援協議会への報告もなされ、相談支援を通じて各事業所との連携は強化されます。

面的整備型における地域生活支援拠点等は、事業所間との繋がりによって整備されます。裏を返せば、面的整備型によって事業所間の連携体制の構築を進めることができます。

地域生活支援拠点等への登録は地域の連携体制の構築を念頭に置いたものでもあります。「地域全体で支援をする中の1つの事業所となる」という意識を持ったうえで登録していただければ幸いです。

#### 《地域生活支援拠点等の機能》

##### (1) 相談

基幹相談支援センター、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所及び委託相談支援事業所との連携等により緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

##### (2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

##### (3) 体験の機会・場

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

##### (4) 専門的人材の確保・養成

専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い障がい者が重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

##### (5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能